

福岡県公報

平成24年6月15日
第3403号

目次

告示(第1053号-第1097号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 8
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	

	(農山漁村振興課) …………… 9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 9
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 10
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 11
○都市計画事業の施行	(公園街路課) …………… 11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 11
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 14
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 14

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………15
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………15
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………15
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………16
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………16

公 告

○看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく福岡県ナースセンターの名称の変更の届出	(医療指導課) ……………16
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) ……………17
○一般競争入札の実施	(総務事務センター) ……………18
○臨港地区分区の変更の案の縦覧	(港 湾 課) ……………22

正 誤

○開発行為に関する工事の完了 (平成22年9月福岡県告示第1431号)	
中正誤	……………22

告 示

福岡県告示第1053号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

NPO法人九州山口CO2カウンセラー協会

- (2) 代表者の氏名
吉見 一郎
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県古賀市舞の里4丁目27番1号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域社会等に対して、地球温暖化対策を実践するために会員の専門的知識を高め、これを踏まえ地域や職場において環境保全活動の実践および指導、アドバイスをを行いその暮らしの質的向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1054号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人JACFA
 - (2) 代表者の氏名
浅海 道子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市東区箱崎5丁目11番6-808号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は国内外の青少年・一般及び教育関係者に対して国際教育並びに相互文化交流の機会を提供すること、並びに高齢人口の増加に伴う諸問題対策への援助活動を行うことを通じて、国際社会に貢献できる人づくりと健全な社会の建設に資す

ることを目的とする。

福岡県告示第1055号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年5月22日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
NPO法人朝倉の会
- 代表者の氏名
岡部 範隆
- 主たる事務所の所在地
福岡県朝倉市菩提寺645番地
- 定款に記載された目的

この法人は、朝倉市民、周辺住民その他一般市民に対して、地域伝統文化及び地域伝統産業の振興並びに食育推進等に関する事業を行い、朝倉市の雇用促進、経済振興、環境保全及び子どもの健全育成等地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1056号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年5月24日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
(変更前)
NPO法人地域活性化サポートセンター
(変更後)
NPO法人福岡ふれんず
- 代表者の氏名
前田 茂登
- 主たる事務所の所在地
福岡県古賀市薦野1141番地
- 定款に記載された目的
この法人は、退職者等に対して、労働支援に関する事業を行い、退職者等の能力を地域の皆さんに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1057号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	164	飯塚市柏の森159-33 飯塚地区交通安全協会会館内 飯塚地区交通安全協会 会長 野上 幸敏	飯塚市柏の森159-33 飯塚地区交通安全協会会館内	平成24年 5月18日
旧		飯塚市柏の森159-33 飯塚地区交通安全協会会館内 飯塚地区交通安全協会 会長 江藤 雅之		

福岡県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	一般国道	322号	前	久留米市野中町892番3先から 久留米市野中町896番3先まで	15.5 ～ 18.6	10.0
			後	久留米市野中町892番3先から 久留米市野中町896番3先まで	17.0 ～ 18.6	

福岡県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	甘木朝倉線 田主丸	前	うきは市吉井町鷹取93番1先から 久留米市田主丸町鷹取535番2先まで	7.0 ～ 11.0	378.0

			後	うきは市吉井町鷹取93番1先から 久留米市田主丸町鷹取535番2先まで	13.0 ～ 16.0	378.0
--	--	--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南筑後	県道	柳川筑後線	前	柳川市三橋町中山829番1先から みやま市瀬高町上庄1665番2先まで	14.9 ～ 51.4	599.7	うち県道八女瀬高線重用延長599.7メートル
			後	柳川市三橋町中山829番1先から みやま市瀬高町上庄1665番2先まで	14.9 ～ 51.4		

福岡県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔瀬 十文字線 小郡	前	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田4980番1先まで	4.4 ～ 44.0	1,428.0
			後	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田4980番1先まで	4.4 ～ 44.0	1,428.0

福岡県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	塔瀬 十文字線 小郡	朝倉市佐田4779番2先から 朝倉市佐田4980番1先まで

福岡県告示第1063号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市宮田字笠城1883、1892の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字笠城1883・1892の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1064号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町小塩字尾久保山1969の2、字西名無木2073の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1065号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸569の14、667の180、670の44、670の55

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

569の14、670の55

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1066号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糸島市二丈鹿家字十坊1498の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1067号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字埋金字ムクノ木山150の2、150の3、150の22

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ムクノ木山150の2・150の3・150の22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1068号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

豊前市大字中川底883

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

883（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1069号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

福岡市城南区西片江2丁目109の389（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1070号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町勝山浦河内字田尾628の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1071号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡苅田町大字二崎字白石410、字二先山463の6（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1072号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字曲淵字釜ヶ谷1189の1、1190

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜ヶ谷1189の1・1190（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1073号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月7日農林水産省告示第847号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1074号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月8日農林水産省告示第2007号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1075号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2067号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1076号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月9日農林水産省告示第1401号（1、3及び4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1077号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月2日農林水産省告示第1942号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課並びに八女市役所及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1078号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月8日農林水産省告示第2003号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1079号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月7日農林水産省告示第1994号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び朝

倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1080号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月30日農林水産省告示第1916号（1及び3に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1081号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・4・17号 福岡駅松原線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

北九州県土整備事務所 北九州市八幡西区則松3丁目7番1号

- 4 事業地の所在

(1) 収用の部分

福岡県福津市中央三丁目及び六丁目地内

(2) 使用の部分

福岡県福津市中央六丁目地内

- 5 事業施行期間

自 平成24年5月28日

至 平成31年3月31日

福岡県告示第1082号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字石切393番122
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字山田字石切393-90
田川 征子

福岡県告示第1083号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 伊川
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大字伊川

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市門司区大字伊川字法釈寺	2549番2	1号
北九州市門司区大字伊川字宮ヶ迫	2550番1	2号
〃	2550番1地先国有地	3号
北九州市門司区大字伊川字神山	1130番2地先国有地	4号
〃	1127番1	5号
〃	1127番8	6号
北九州市門司区大字伊川字正護寺	1125番1	7号
〃	1117番4	8号

福岡県告示第1084号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年5月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス春日店

(2) 所在地 福岡県春日市昇町7丁目65番地

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
グルメシティ大土居店	ダイレックス春日店

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1	ダイレックス株式会社 代表取締役 大島 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

福岡県告示第1085号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 GRAND MALL

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目13番1号ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
豊田通商株式会社 代表取締役 古林 清	豊田通商株式会社 代表取締役 加留部 淳

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
大黒天物産株式会社 代表取締役社長 大賀 昭司 岡山県倉敷市堀南704号5番ほか2者	大黒天物産株式会社 代表取締役社長 大賀 昭司 岡山県倉敷市堀南704号5番ほか30者

福岡県告示第1086号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス中鶴店
- (2) 所在地 福岡県中間市中鶴4丁目1662番2、1664番4、1664番5

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1087号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 にしてつストア三潁店

- (2) 所在地 福岡県久留米市三潁町早津崎811番1号外7筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・ 駐車場フェンスと県道との見通しについて、配慮すること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・ 久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については焼却処理を行っていないため、分別を徹底しリサイクルをすること。また、生ごみについても「食品リサイクル法」に基づき、排出抑制、減量等に取り組むこと。

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

- ・ 当該建物敷地境界近く of 受音側の建物敷地境界線上においては、予測される等価騒音は、環境基準内である。しかし、当該建物敷地境界上の2点において、発生源ごとの騒音レベルが規制基準値を超過しているため、騒音対策等について以下(ア)、(イ)のとおり要望する。

(ア) 来客者に対しても、駐車場において、必要以上のアイドリング運転禁止など、周辺住民へ配慮するよう、注意喚起に努めること。

(イ) 周辺住民からの騒音に関する苦情やその他苦情が出た際には誠実な対応をすること。

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

- ・ 騒音、振動、廃棄物の保管、排出等については、市関係主管課と十分協議の

うえ法令による基準を遵守すること。

福岡県告示第1088号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア三潁店

(2) 所在地 福岡県久留米市三潁町早津崎811番1号外7筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1089号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
山田土地改良区 大村青畑土地改良区 岩屋土地改良区 佐与土地改良区	平成24年6月5日

福岡県告示第1090号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人わたしと僕の夢

(2) 代表者の氏名

佐藤 裕理子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市東町42番地12ワカナステートビル4階

(4) 定款に記載された目的

格差社会に入り、子供を抱えたお母さん、特に母子家庭のお母さんを取り巻く環境は、一層の厳しさを増している。それは、家事や子供の子育てにとどまるものではなく、働こうと思っても働く職場がない等、子供がいるという環境が就職の障壁となっている。このような環境を改善すべく、よりよい環境下で就労できるような能力の開発及びスキルの取得の為の就業支援を中心に、お母さん達のサポート活動を行う。

同時に、地域の学生・企業・市民と連携して、地域の子供たちに出来る限り経済的負担なく、個々の能力を安心して発揮できる学習の場を提供することで、能力ある子供たちが高校進学を諦めることなく、希望ある将来を確立するための支援に積極的に取り組み、活力ある地域社会創りに貢献すること、又、災害時の人的・物的支援を積極的に行い、被災者のサポート並びに被災地の復興に向け活動を行っていくことを目的とする。

福岡県告示第1091号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年5月29日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人フレンドスクール

(2) 代表者の氏名

上田 勇次

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市朝妻町13番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、久留米市内に通学している児童生徒に対して、放課後や長期休業中等において、安全安心に過ごせる場を提供し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1092号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字花聳862番1、862番11、862番12、863番2及び864番3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都府京都市伏見区桃山町根来12-4
第一精工株式会社
代表取締役 小西 英樹

福岡県告示第1093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	吉井久留米線 自転車道	前	久留米市太郎原町27番1先 から 久留米市太郎原町341番1 先まで	5.0 ～ 12.8	450.0
			前	久留米市太郎原町27番1先 から 久留米市太郎原町341番1 先まで	5.0 ～ 12.0	455.0
			後	久留米市太郎原町27番1先 から 久留米市太郎原町341番1 先まで	5.0 ～ 12.8	453.0

福岡県告示第1094号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井久留米線 自転車道	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで

福岡県告示第1095号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	豊田野線	前	久留米市太郎原町11番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	7.5 ～ 12.0	473.0
			前	久留米市太郎原町11番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	6.0 ～ 8.5	480.0
			後	久留米市太郎原町11番1先から 久留米市太郎原町300番53先まで	8.0 ～ 9.0	523.6

福岡県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	豊田野線	久留米市太郎原町11番1先から 久留米市太郎原町300番53先まで

福岡県告示第1097号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
嘉麻市上山田字木城502番17及び502番63から502番81まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
嘉麻市上白井446-1
嘉麻市
市長 松岡 賛

公 告**公告**

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第14条第4項の規定に基づき、福岡県ナースセンターから名称の変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

旧名称	新名称	住所	変更年月日
社団法人福岡県看護協会	公益社団法人福岡県看護協会	福岡市東区馬出四丁目10番1号 (ナースプラザ福岡)	H24・4・1

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

人事給与システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、機器保守、システム移行作業を含む）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を

契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

ケ 営業概要表(様式第5号)

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書(有償)の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁総合売店内)

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092(ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年7月10日(火)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資

格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

人事給与システム用機器等の賃貸借一式(設置、機器設定、機器保守、システム移行作業を含む)

(2) 調達物品の仕様等

入札仕様書による

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月(6年間)

(4) 納入場所

福岡県福岡市内のIDC(インターネットデータセンター)

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成24年7月10日（火）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年7月31日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	04	サービス業種その他（調査統計）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA

(2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機

能証明書等を、別紙仕様書の機能証明書等作成要領に従い作成し、平成24年7月12日（木）までに、総務事務センター給与支給班（県庁行政棟3階）に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があつて、総務事務センター給与支給班から補正又は説明を求められた場合に、平成24年7月19日（木）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター給与支給班（県庁行政棟3階）

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3041（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要（別紙様式）

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成24年6月15日（金）から平成24年6月29日（金）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札説明会の開催

(1) 日時

平成24年6月28日（木） 午後2時00分から

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟1階 福岡県総務事務センター入札室

(3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成24年6月27日（水）午後5時00分までに人事給与システム用機器等の賃貸借業務入札説明会参加予定者報告書（入札説明書の様式）をファクシミリにて提出すること。

11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成24年7月31日（火） 午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人

の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開封《人事給与システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「何月何日開封《人事給与システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

平成24年8月1日（水） 午前10時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟1階 福岡県総務事務センター入札室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成24年7月30日（月）午後3時00分までに総務事務センター給与支給班へ「保証金等納付書」（総務事務センターで入手すること。）を添えて納付し、又は提供すること。（入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、こ

れに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付のない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the machinery for Personnel Remuneration system

(2) Period of Lease

It is 72 months from a Lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender
5 : 00 P.M. 31 July, 2012

(5) Contact Point for Notice
General Affairs Center, General Affairs department, Fukuoka Prefectural Office,
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3041

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき指定した、臨港地区内の
分区を変更したいので、次のとおり公告し、当該変更に係る分区の案を、平成24年6月
15日から6月29日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県県土整備部
港湾課に意見書を提出することができる。

平成24年6月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 変更に係る臨港地区の名称
苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類
工業港区及び修景厚生港区
- 3 分区を変更する土地の区域
 - (1) 工業港区
苅田町新浜町の一部
 - (2) 修景厚生港区
苅田町新浜町の一部
- 4 変更に係る分区の案の縦覧場所
福岡県県土整備部港湾課
福岡県苅田港務所港営課

正 誤

発 行 年月日	公 報 番 号	種 類	同 上 番 号	ペ ー ジ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・9・8	3158	告示	1431	2		○	1		及び1560番29	及び1550番29